

多賀町建築物等における地域産木材の利用方針

平成24年3月10日

最終変更 令和5年2月16日

多賀町

第1 方針の作成にあたって

1 建築物等における木材利用の意義

森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の生活に欠かすことの出来ない重要な資源である。

とりわけ、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。

こうした状況の中で、森林から生産される木材は、炭素を固定し、調湿性や断熱性に優れるなど、人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に寄与するとともに、しがCO2ネットゼロにも資するものであることなど、木材利用には大きな意義がある。

2 建築物における木材利用の背景

滋賀県では、平成16年4月に「琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐこと」を目的として、琵琶湖森林づくり条例を施行し、また、令和3年4月に滋賀県産木材の一層の利用促進などの課題対応するために、条例を改正するとともに、第2期琵琶湖森林づくり基本計画において、「産業づくり～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～」を方針の1つとして位置づけ、滋賀県産木材の利用促進に取り組んでいる。（注1）

また、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、公共建築物等木材利用促進法第7条第1項の規定に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日付け農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「公共建築物等木材利用基本方針」という。）が策定された。この公共建築物等木材利用基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。（注2）

この中で、滋賀県が整備する公共建築物の木造化ならびに木質化をなお一層推進していくために、公共建築物等木材利用促進法第8条第1項に基づき、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」が策定された。令和3年10月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」とい

う。)に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。また、法第10条第1項の規定に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)が定められた。

これを受けて、建築物等における木材の利用の推進のため、法第11条に基づき「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を「建築物における滋賀県産木材の利用方針」(以下「滋賀県産木材利用方針」という。)に改められた。

こうした建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、多賀町では、建築物等における木材の利用の推進のために、法第12条に基づき「多賀町公共建築物等における地域産木材の利用方針」を変更し、「多賀町建築物等における地域産木材の利用方針」をここに定める。

第2 木材利用促進の基本的方向

滋賀県産木材利用方針に準拠し、木材の利用の目標ならびに目標達成に向けた取り組みを以下に示す。

なお、当町が定める地域産木材とは、広く滋賀県内産木材とし、特に当町の木材を優先的に活用するよう検討する。

1 木材の利用の目標

滋賀県が策定されている琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産材の素材生産量」の達成を目指して、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

(1) 建築物

公共建築物については、原則として木造化を図るとともに、公共建築物の内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進することとし、公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に県内産木材を活用する。(注3)

また、民間建築物における木材の利用が促進されるよう効果的な施策を推進する。

(2) 公共工事

公共工事においては、「公共事業環境こだわり指針」の活用等により、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、県内産木材を利用する工法を検討する。(注4)

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を検討し、県内産木材を活用した木製品、紙製品の導入に努める。

(4) 木質バイオマスの有効利用

未利用となっている木質バイオマスを有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質バイオマスのエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

2 目標の実現に向けた取り組み

県内産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県産木材利用方針に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携する。

また、多賀町森林・林業再生協議会の他に、鈴鹿山系に関わる市町によって設置された湖東の森林づくり自治体会合を通じ、湖東地域の行政機関、NP0法人、森林組合等で組織される湖東地域循環システム協議会とも連携する。

第3 木材の利用の促進のための体制

庁内ならびに森林組合や多賀森林循環事業協同組合をはじめ県関係機関等と連携し、公共建築物等における県内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

さらに、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、「びわ湖材産地証明制度」等による合法性等の証明された木材の利用を図る。（注5）

（注1）

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」および滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

（注2）

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[建築物等木材利用基本方針の注釈を準用]

（注3）

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

（注4）

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合は、この限りではない。

なお、経済性については、環境効果等も勘案して判断するものとする。

（注5）

「クリーンウッド法」とは、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」をいう。